



みんなで取り組む デコ活 アクション！～クールビズで働き方を快適に～

▼デコ活とは 環境省を中心として官民連携で展開する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。脱炭素（Decarbonization）とエコ（eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

暮らしが豊かになり脱炭素に貢献していくものは、全てデコ活アクションです。

▼クールビズとは 日々の気温やそれぞれの仕事環境などに応じて、適切な温度での空調使用と、各自の判断による快適で働きやすい軽装に取り組み、省エネ・CO₂削減を図るもので、クールビズはデコ活アクションの一つです。

▼快適に過ごすポイント～職場で、ご家庭で～

- 清涼感のある色使い、薄手の素材感など快適に過ごせる軽装でさわやかに
- 冷房と扇風機を併用して、効率的に部屋を涼しく
- ブラインドや断熱シートで室温上昇をストップ

デコ活、クールビズについてもっと知りたい方は、環境省ホームページをご覧ください。

https://www.env.go.jp/press/press_04813.html



大切なのは、無理せず、過度な冷房に頼らないことです

地球温暖化対策推進講師を派遣します！

出雲市地球温暖化対策協議会（事務局：環境政策課）では、出雲市環境保全連合会各支部など地域の団体が開催する研修会等に講師を派遣しています。

- 講演内容／地球温暖化問題、エネルギー問題など
- 講師派遣料／無料（ただし、会場や機材等に係る経費は各団体において負担）
- 講師派遣の流れ／派遣希望日の1か月前（最終：令和8年1月31日）までに申込書を提出してください。事務局において講師との調整を行います。派遣後、2週間以内に報告書の提出が必要です。

詳しくは、「出雲エコナビ」のホームページ（<https://izumo-econavi.com/assist/23556>）をご覧ください。



令和7年度 環境美化表彰

出雲市ポイ捨て禁止推進協議会では、表彰要綱に基づき、出雲市内において環境美化活動を行い、その活動に顕著な功績があった個人・団体を表彰しました。

個人の部

原田 優斗 様（伊野地区）

自分の暮らすまちがきれいであってほしいという思いから、ごみ拾い活動を継続しておられます。

永瀬 省二 様（今市地区）

ごみ拾いなどの美化活動に日ごろから熱心に取り組んでおられます。



団体の部

阿宮明朗会 様（阿宮地区）

地区の広場や水路の草刈などの環境美化活動に取り組んでおられます。

松江分自然環境倶楽部 様（出東地区）

宍道湖岸の漂着ごみの回収活動を長年にわたり継続しておられます。



出雲市内のゼロカーボンへの取組へ補助します

出雲市では、ゼロカーボンシティの実現を加速させるために、個人及び民間事業所における再エネ設備・省エネ設備等の導入費用への補助を行います。

ゼロカーボン加速化事業補助金

補助対象設備

事業所

- ①太陽光発電設備(上限250万円)
- ②蓄電池設備(上限40万円)
- ③電気自動車
(上限CEV補助金の補助額×1.5)
- ④充放電設備
(上限CEV普及インフラ補助金の補助額×1.5)



再生可能エネルギー設備等導入補助金

補助対象設備

個人

- ①太陽光発電設備(上限10万円)
 - ②蓄電池設備(上限5万円)
 - ③太陽熱利用設備(上限20万円)
 - ④木質バイオマス熱利用設備
(上限15万円)
- ※③と④は **事業所** も対象となります

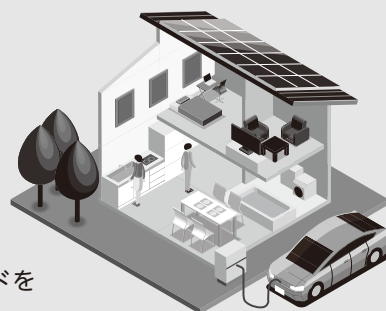


個人住宅向けZEH補助金

補助対象設備

個人

- ①ZEH住宅(82.5万円)
- ②太陽光発電設備(上限105万円)
- ③蓄電池設備(上限60万円)



※補助事業の交付要件は事業ごとに異なります。詳しくは二次元コードをお読み取りいただくか、市のホームページからご確認ください。

おたずね／環境政策課 ゼロカーボン推進室 TEL 21-6741

年に一回は 井戸水の水質検査を実施しましょう

家庭用の井戸は比較的浅いものが多いため、降雨など周囲の影響を受けやすく、井戸水が有害物質などによって汚れていることがあります。

☆井戸水を飲用等に利用する場合は、年1回以上、定期的に水質検査を実施しましょう!

※水質検査の費用は、井戸設置者の負担です。

※水質検査は、厚生労働大臣登録水質検査機関に依頼してください。

参考:県内に事業所がある検査機関

検査機関の名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
公益財団法人 島根県環境保健公社	松江市古志原1丁目4番6号	TEL 0852-24-0207
※検体の受付 島根県食品衛生協会出雲支所	塩冶町2-2-3番地1 (出雲保健所内)	TEL 30-0242
株式会社 環境理化学研究所	平田町2-4-6-8番地1	TEL 25-8911

【井戸の衛生的な管理について】

- ◇井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- ◇井戸(ふた、ポンプ、バルブなど)やその周辺に異常がないか、清潔に保たれているかなど定期的に点検を行いましょう。
- ◇飲用井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備などに十分配慮しましょう。事前に水質検査を行い、飲用に適することを確認しましょう。
- ◇地域住民などで管理している水道施設がある場合も、取扱いには十分注意し、定期的に点検を行いましょう。異常がある場合は専門家に相談しましょう。



おたずね／環境政策課 TEL 21-6535